

資料 1 大規模災害時における協力体制に関する基本協定

地震等大規模災害時における、地域住民、在勤者等の安全確保や生活復興などの応急対策を迅速に推進するため、千代田区（以下「甲」という。）と 各 大学（以下「乙」という。）は、災害発生時及び平常時の協力体制の確保に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、区民、在勤者及び区内訪問者等（以下「区民等」という。）の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について定めるとともに、平常時よりそのための協力体制を整備することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に前条に規定する協力を要請する場合は、予め定めている甲乙双方の担当者等を通じて行うものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から、前条の規定による協力要請を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り協力を努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により 協力要請に応じられない場合はこの限りでない。

（協力内容）

第4条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

(1) 甲から派遣要請のあった被災場所及び避難所等への学生ボランティアの派遣

(2) 区民等の安全確保のための、大学施設の一部の一時的避難施設としての提供（この一時的避難施設は、甲が地域防災計画において予め規定する避難所及び帰宅困難者支援 場所への避難が、災害状況及び天候等により困難な場合に、二次的施設としての使用とする。）

(3) 大学施設に収容した被災者への応急医療資材及び備蓄物資の提供（提供できる資器材等を有しない場合を除く。）

(4) その他の協力要請事項

（ボランティア組織の整備）

第5条 乙は、前条第1号による派遣を行うため、予め、学生ボランティアの募集、登録、養成等を行うこととする。

2 甲は、前項の規定による乙の活動に対して、必要な資器材の提供や養成にかかる経費等への支援を予算の範囲内で行うこととする。

（施設提供期間）

第6条 第4条第2号に規定する施設の提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間(1週間程度)とし、被災者が自宅に帰宅又は代千田区が 指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、これを超えて使用する場合は、甲及び乙の協議により決定する。

（経費の負担）

第7条 第4条の協力を要した経費は、原則として、甲が負担するものとする。

（実施細目）

第8条 ボランティア養成にかかる支援内容及び資器材内容、施設提供にかかる具体的施設・収容人員等、本協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義や定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(附則)

1 この協定は、平成21年3月19日から適用する。

2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

資料2 大規模災害時における協力体制に関する基本協定実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、千代田区（以下「甲」という。）と 各大学（以下「乙」という。）が締結した大規模災害時における協力体制に関する基本協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定内容の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力)

第2条 乙は、協定第2条に基づく甲からの要請がない場合においても、緊急を要するときは、乙の判断により協定第4条に規定する協力内容を実施することができる。この場合には、その旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

(施設の確認)

第3条 乙は、協定第4条に基づく一時的避難施設の提供を実施する場合は、事前に当該施設の安全性を囁する。

(施設の提供)

第4条 協定第4条に基づく一時的避難施設は別表1のとおりとする。

(指定)

第5条 甲は、協定第2条により甲の要請が乙に受諾された場合又は本細目2第条の乙の連絡により被災者を受け入れる施設の指定が必要と判断した場合は、別1記号様第式により当該施設を一時的避難施設として指定するものとする。

2 前項の指定は、緊急を要する場合には口頭で行い、事後速やかに当該様式を交付するものとする。

(指定解除)

第6条 甲は、次の各号に該当する場合、甲乙協議のうえ、避難者の一時的受入施設としての指定を解除し、その旨を別記第1号様式により乙に連絡するものとする。

(1) 避難者の一時的受入施設の必要がなくなったと甲が判断した場合

(2) 避難者の一時的受入施設としての指定解除を乙が甲に要望した場合

(3) その他、甲又は乙が避難者の一時的受入施設としての指定解除を必要と認めた場合

(資器材の提供)

第7条 協定第5条第2項に規定する必要な資器材とは、ボランティア活動及び帰宅困難者支援に必要な資器材とし、別表2に掲げる資器材の中から、双方で協議の上決定する。

(経費の負担)

第8条 乙は、協定第4条に規定する支援に要した費用について、すみやかに別2記号第様式により甲に報告するものとする。

(学生ボランティア)

第9条 学生ボランティアは、乙に在学するものをその対象とする。

(学生ボランティアの役割等)

第10条 学生ボランティアの主な役割は次のとおりとする。

- (1) 区内小中学校等の区が指定する避難所での被災者援助
- (2) 帰宅困難者の支援
- (3) 避難所防災訓練等、近隣で開催される訓練への協力
- (4) その他区の要請による支援活動

(学生ボランティアの派遣)

第11条 学生ボランティアの派遣要請は甲から乙に対して行うものとする。

2 乙は、甲の要請に基づき、可能な限り学生ボランティアの派遣に努めるものとする。

ただし、やむを得ない事情等により要請に応じられない場合はこの限りでない。

(学生ボランティア養成等)

第12条 学生ボランティアの養成等の実施に際しては、乙は甲と連携して行うものとする。

- 2 甲は、乙の実施する学生ボランティアの養成事業等の1回に対して、教材費、講師料など、必要と認められる費用のうち30万円を限度に負担金を交付することができる。
- 3 乙は、前項に規定する負担金の交付を受けようとするときは、社会福祉法人千代田区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に対し、申請等の手続きを行うものとする。
- 4 乙は、学生ボランティアの募集及び登録を甲及び協議会にその進捗状況を報告するものとする。ただし、学生ボランティア登録情報については、年に1回、人員変更の有無及びその内容を甲に報告しなければならない。
- 5 学生ボランティアとしての養成を受けた者については、当該ボランティアに登録するものとする。

(損害補償)

第13条 ボランティア活動に関し、学生ボランティアが被った損害の補償はボランティア保険によるものとする。

2 前項のボランティア保険の加入金については、甲が負担するものとする。

(その他)

第14条 本実施細目に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

附 則

この規定は、平成23年2月7日から施行する。

この規定は、平成26年3月14日から改正、施行する。

資料 3 5 大学備蓄品 一覧

品名	東京家政学院大学	大妻女子大学	共立女子大学	二松学舎大学	法政大学
受入対象者	原則 女性及び子供	原則 女性及び子供	原則 女性及び子ども	帰宅困難者	原則 限定なし
収容可能人数	428	1281	767	330	1260
アルファ化米(白粥、わかめごはん)	○ 600 食	○ 1750 食	×	○ 1500 食	×
アレルギー対応ライスクッキー	○ 3888	×	○ 6912	○ 3936	×
ビスケット	×	○ 11328	×	×	○ 11376
ミネラルウォーター	○ 7704 本(500ml)	○ 22656 本(500ml)	○ 13824 本	○ 11664 本	○ 22680 本
缶詰(さんま蒲焼)	×	×	×	○ 750 缶	×
使い捨て哺乳瓶	○195 本	○114 本	○69 セット	×	×
粉ミルク	○(アレルギー対応あり)7 缶	○(アレルギー対応あり)5 缶	○ 3 缶	×	×
子ども用紙おむつ(L サイズ)	○216	○918	○594	×	×
子ども用紙おむつ(M サイズ)	○256	○960	○576	×	×
子ども用紙おむつ(S サイズ)	○420	○924	○588	×	×
子ども用紙おむつ(新生児用)	○540	○990	○630	×	×
ウェットティッシュ(からだふき)	○1560 枚	○4560 枚	○92 袋	×	×
タオル	○200 枚	○600 枚	○360 枚	×	○200 枚
消毒薬	○12 本	○35 本	○21L	×	×
公衆電話	○2 機	×	×	○3 機	×
ゴザ	×	×	×	×	○300 枚
軍手	×	×	×	×	○300 双
ヘルメット	×	×	×	×	○50 個
腕章	×	×	×	×	60 枚
折りたたみ式リヤカー	×	×	×	×	○1 台
ダンボールベッド、ダンボール仕切り	×	×	×	○ベッド 40 箱、仕切り 600 箱	×
給水袋	×	×	×	○225 枚(500mL)	×
テント(組立式)	×	×	×	○60 式	×
アルミブランケット	○ 450	○ 1500	○ 770	○ 350	○ 1260
毛布	○ 670 枚	×	×	○ 780	○ 1480
トイレ	携帯 6500 個	簡易(便座あり) 11400 個	携帯 11600 枚	携帯 7600、マンホールトイレ 3 台	携帯 19400 個

第2章

千代田区における過去の自然災害の記録、 防災に必要な情報・備蓄品等のアーカイブ化



第1節 千代田区における過去の自然災害に関する記憶や教訓の集積・分析

(1) 千代田区における安政大地震と関東大震災

近藤 壮 (共立女子大学 文芸学部)

はじめに

日本は、海と山に囲まれ、豊かな自然に恵まれた国である。四季折々の変化に富み、水資源も豊富である。しかし、その一方で、世界の中でも自然災害が特に多い国として知られている。これまでの日本の長い歴史の中で、台風、大雨、大雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などの自然がもたらす災害は、人々の生活に様々な被害を及ぼしてきた。過去の自然災害がどのようなものであったのか、過去の災害を知り、そこから学び、防災について考えることは意義のあることであると考えられる。

ここでは、日本で引き起こされた過去の自然災害のうち、首都・東京、とくに千代田区域において、どのような自然災害が起こり、被害状況はどの程度であったのか、これらの記憶や教訓を情報として集積し、防災意識を高めるとともに、そこから何を学び、未来に繋げていくべきか、ということを考えることを目的としたい。

2021年度は、千代田区における過去の自然災害について、①安政大地震(1855年)②関東大震災(1923年)の2つを中心に、関連する歴史資料の情報の収集・集積を行った。資料としては、①は瓦版、鯨絵、古絵図、②は古写真、古地図などである。

安政大地震(1855年)

安政大地震は、安政2年(1855)10月2日の夜10時頃に発生し、江戸の町に甚大な被害をもたらした。近代的な観測が始まる前の地震であるため、正確なデータではないが、マグニチュードは6.9と推定され、震源地については、荒川河口付近あたりと推定される直下型地震とされている。被害状況に関する情報については、第1節(2)「安政大地震における千代田区と刷り物」に譲るが、低地(本所・深川など埋め立てられた地域)では揺れが激しく、台地(青山・麻布などの山手地域)では揺れが弱かったようである。すなわち、地盤の違いによって、揺れの強さが異なり、それによって被害状況が地域によって異なったというのである。千代田区域の被害も甚大であった。具体的には、とくに江戸城の東側、日比谷から丸の内周辺の被害は大きく、家屋、土蔵、石垣などの多くが倒壊し、その下敷きになって圧死する人も大勢出ている。日比谷という地は、もともとは東京湾の入江で、海苔養殖の中心であり、千代田とか祝田とかいう漁村が点在していたところである。「日比谷」という地名は、海苔養殖用のひび(篠竹や木を海中にさしたもの)に由来するといわれている。この日比谷の入江は、天正18年(1590)徳川家康江戸入府の後、埋め立てられ諸大名の屋敷地となった。青山・麻布・四谷・本郷・駒込などの高地など、自然が何万年も固めてきた地盤に比べれば、はるかに弱い地盤であるということは言うまでもない。この点は、改めて認識しておく必要があるだろう。

安政大地震に関する情報の特徴として特筆できることは「鯨絵」と呼ばれる錦絵の流行である(図1)。地震発生直後から、被害状況を伝える瓦版や鯨絵が数多く出版された。これは当時、大鯨が地下で暴れることによって地震が起きるためと信じられていたためである。鯨絵は、写真がまだ普及していない時代の一つのメディアとしての役割を担っており、現在160点以上が確認されている。当時の震災後の世相を読み解く資料として重要である。



図1 《鯰絵》「安政大地震／鯰退治」 安政2年（1855）国立国会図書館蔵

地震は鯰（なまず）が起こすと考えられたことから、鯰に関する浮世絵や瓦版が数多く制作された。

関東大震災（1923年）

関東大震災は、大正12年（1923）9月1日の11時58分に発生した。相模トラフを震源とする海溝型巨大地震である。震源は神奈川県相模湾北西沖80キロメートル、マグニチュードは7.9を記録した。関東の広い範囲で震度6～7を記録し、有感範囲も北海道から九州まで全国に及んだという。東京で一番揺れが激しかった地域は、現在の墨田区や江東区の一帯であり、安政大地震のときと同様に地盤の強弱の差もあったものと思われる。



図2 「関東震災全地域鳥瞰図絵」（部分）吉田初三郎画（1924年）

関東大震災で発生した火災の地域では約4万人のひとが犠牲となった。

地震の発生時は、ちょうどお昼にかかる時間帯で、火を使っていた家庭が多かったため、多くの家々から火災が発生した。また当日は、能登半島付近まで接近していた台風の影響で強風が吹いていたこと

もあり、火はすぐに広がり、東京の下町の大半が焼失する甚大な被害が生じてしまった。図2は、関東大震災の翌年の9月15日に『大阪朝日新聞』が付録として発行した関東大震災の様子を描いた鳥瞰図であるが、まさに「火の海」の様相を呈している。東京における出火は合計160カ所にも及び、完全に鎮火するまでに約40時間も燃え続けたという。東京の市街地の約4割が火災によって被害を受け、死者・行方不明者は6万5902人、焼失戸数は総戸数の70パーセント強という被害であった（図3）。



図3「帝都焼失区域」（『関東大震災画報：写真時報』東京写真時報社、1923年10月より）

東京の焼失地域（黒く塗りつぶされた箇所）。東京の市街地の約4割が火災によって被害を受けた。

千代田区域での被害状況としては、麹町区内では死者95人、行方不明者42人、神田区内では死者1,055人、行方不明者464人を数えたという。また、被害世帯率は、麹町区で72パーセント、神田区では91パーセントにおよび、神田区の焼失面積は94パーセントにも及んでいる。図4は、関東大震災直後の神田駅（現在の千代田区鍛冶町2丁目）のプラットホームからみた須田町（現・千代田区神田須田町）、神保町方面の被害情景であるが、地震だけではなく、いかに火災による被害が大きかったかを物語っている。神田駅付近では、東西からの猛火に包まれ、一度に130人以上が亡くなったという。



図4 「神田駅プラットホームより須田町神保町葉面を望む」（「震災絵はがき」より）（1923 年）
 神田駅（現在の千代田区鍛冶町2丁目）からみた被災状況。神田区の焼失面積は94 パーセントにも及んだ。



図5 「駿河台の空に投げるニコライ堂の残骸」（『大正十二年 大震災記念写真帖』山田商店、1931 年より）
 駿河台（千代田区神田駿河台）付近の被災状況（奥に見える建物がニコライ堂）

猛火は、神保町から駿河台、外神田、本郷方面へと広がり、区民の多くの命を奪ったのである。また建物の倒壊による死者も多く、今川小路（現在の千代田区鍛冶町）の共立女子職業学校（現・共立女子大学）の寄宿舎では、家屋の倒壊などにより71人が亡くなっている。また八重洲町一丁目の内外ビルディングの建設現場では、工事中の建物が倒壊し、49人の作業員が圧死している。家屋の倒壊は、とくに地盤の弱い神保町や日比谷周辺で起こり、多くの犠牲者が出ている（図5・6）。